(5) 法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。 ［４～６　略］	［新設］ ［４～６　同左］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部改正）

第四条　基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成二十七年総務省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ［一～二十五　略］ 二十六　コミュニティ放送　法第九十三条第一項第七号に規定するコミュニティ放送をいう。 ［二十七～三十六　略］ 三十七　国内基幹放送事業者　法第百十六条の四第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう。 三十八　認定経営基盤強化計画　法第百十六条の五第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。 （認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例） **第十条**　一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の三第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。 ［２　略］	（定義） **第二条**　［同上］ ［一～二十五　同上］ 二十六　コミュニティ放送　放送法施行規則別表第五号（注）十に規定するコミュニティ放送をいう。 ［二十七～三十六　同上］ 三十七　国内基幹放送事業者　法第百十六条の三第一項に規定する国内基幹放送事業者をいう。 三十八　認定経営基盤強化計画　法第百十六条の四第四項に規定する認定経営基盤強化計画をいう。 （認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合の特例） **第十条**　一の法人又は団体が認定経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者（その国内基幹放送の業務に係る放送対象地域が法第百十六条の二第一項に規定する指定放送対象地域であるものに限る。）に対して当該認定経営基盤強化計画に従って特例役員兼任関係を有する場合における当該一の法人又は団体を第二条第十七号に規定する一の者とする申請者等に対する前二条の規定の適用については、当該特例役員兼任関係は、支配関係に該当しないものとみなす。 ［２　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（次条第一項及び第三条第一項において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条の規定による届出は、次の各号に掲げる者（法人又は団体であるものに限る。）の区分に応じ、当該各号に定める様式（各別表の注記に係る様式及び書類を含む。以下この条において同じ。）により行うものとする。

一　放送法第九十三条第一項の認定を受けている者　第一条の規定による改正後の放送法施行規則（以下「新施行規則」という。）別表第六号の様式（放送法第九十三条第二項第十号に掲げる事項に限る。）

二　放送法第百五十九条第一項の認定を受けている者　新施行規則別表第六十号の様式（放送法第百五十九条第三項第五号から第七号までに掲げる事項に限る。）

三　基幹放送局（電波法第六条第二項に規定する基幹放送局をいう。次号において同じ。）以外の無線局（電波法第五条第二項各号に掲げる無線局を除く。）の免許を受けている者　第三条の規定による改正後の無線局免許手続規則（以下「新免許規則」という。）別表第二号の様式（電波法第六条第一項第十号に掲げる事項に限る。）

四　基幹放送局の免許を受けている者　新免許規則別表第二号の様式（電波法第六条第二項第九号に掲げる事項に限る。）

五　電波法第二十七条の十四第一項の認定（放送法第二条第十四号に規定する移動受信用地上基幹放送に係るものに限る。）を受けている者　新免許規則別表第八号の様式（電波法第二十七条の十四第一項第二号に掲げる事項に限る。）